

國家公務員法は、「職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。」とし(○冬二項)、これに違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役または三万円以下の罰金に処する(○九条)と定めており、地方公務員法にも同様の規定(三四条一項)がある。ここでいう「秘密」の意味について、最高裁は「非公知の事実であつて、実質的にもそれを秘密として保護するに値すると認められるもの」と定義し(昭和五十二年一二月十九日決)、五年二年決定においては「國家機関が形式的に秘密の指定をしただけでは足りない」というものの、「秘密の指定」が必要か否かについて触れるところはない。ただ、この二つの決定を読むと、「秘密の指定」があるか否かにかかわらず、この秘密の定義に該当するものを漏らした場合は全て処罰の対象となるようと思われる。

新・弁護士月記 ②



守秘義務

橋本 勇

場合は一〇年以下の懲役に、過失により漏洩した場合は二年以下の禁錮または五〇万円以下の罰金に処すこととしている。ここで特定秘密といふのは、同法が別表で定める事項に該当する情報であつて、「公になつていらないもののうち、その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの」として指定されたものであるが、その指定の前提である「公になつていいもののうち、その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがある」ものというものは、「非公知の事実であつて、実質的にもそれを秘密として保護するに値すると認められるもの」のうち、「我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがある」もののことであり、「特に秘匿することが必要である」か否かは行政判断（裁量の問題）であるとして、その前提となる秘密に該当するか否かは司法判断の対象となる。このことは、一般職の国家公務員にとつては、指定という形式的な要件が加わった秘密について、従前からの守秘義務

違反についての刑罰が加重されたこと（懲戒処分の対象となることについては変わりがない）を意味するだけのようと思われる。

(弁護士)